

令和4年1月20日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力依頼を踏まえた本市の対応について

■概要

令和4年1月19日に埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、知事が定める「まん延防止等重点措置」を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に、県内全域が指定されるとともに、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が、示されました。

そこで、本市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することといたしました。

記

1 市有施設の取扱いについて

期間：令和4年1月21日（金）から同年2月13日（日）まで

「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和4年1月21日（金）から同年2月13日（日）まで

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の「イベントの開催制限について」の要請事項を遵守するものとする。